

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の 点検および確認について(第109回)

2022年3月28日

本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

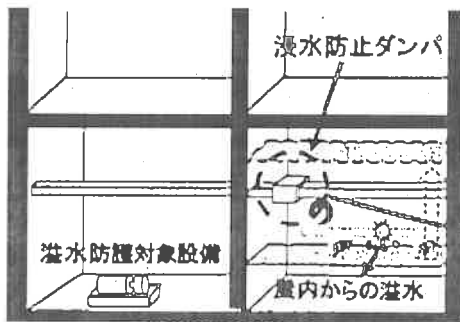
今回は、4号機の内部溢水防護対策のうち、空調ダクト(注2)への浸水対策である浸水防止ダンパを確認いただきました。

新規基準では、原子炉施設に溢水が発生した場合の対策が求められています。この浸水防止ダンパは、屋内からの溢水(例:配管破断により発生した水)が溢水防護対象設備(注3)のあるエリアに浸水すること、および放射性物質を内包する液体の放射線管理区域外への漏えいを防止する(注4)ために設置したものです。

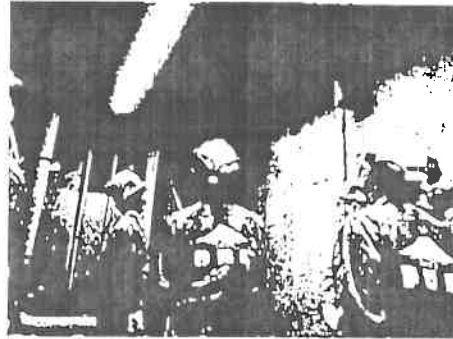
静岡県から「内部溢水防護対策設備のうち、浸水防止ダンパの設置について、現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。県としては来年度も今年度同様に点検を実施していきたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から「内部溢水防護対策のうち、浸水防止ダンパの設置について、現場確認および書類確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。来年度も引き続き、市民の安全・安心のため、安全性対策工事に取り組んでいただきたい。」との講評をいただきました。

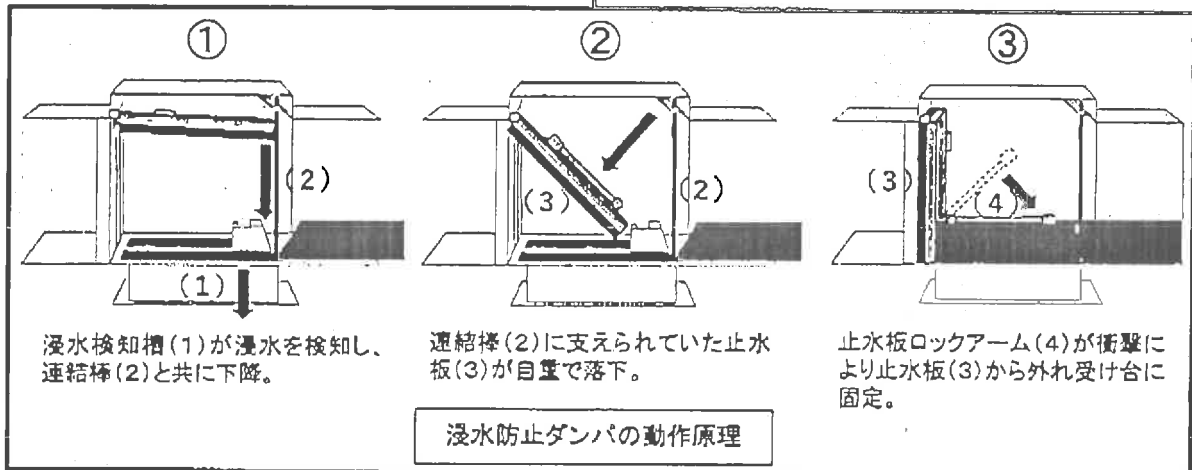
また、静岡県から「次回の点検は、2022年4月26日に実施予定である。」旨の連絡がありました。



屋内からの溢水を想定した
浸水防止ダンパの設置イメージ



浸水防止ダンパの据付状況を
確認いただいている様子



- 注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。
(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)をご覧くださいませ。)
- 注2 空調ダクトは、給気や排気などを目的として屋内や屋外に設置された空気の通り道です。
- 注3 溢水防護対象設備は、新規制基準において原子炉施設内に溢水が発生した場合にその設備の機能を失わないよう防護措置等を実施する必要がある設備をいいます。例えば、原子炉の緊急停止・未臨界維持機能、放射性物質の閉じ込め機能、非常時に炉心を冷却する機能をもつ設備等があります。
- 注4 放射性物質を内包する液体の放射線管理区域外への漏えいを防止するために、放射線管理区域内の溢水量低減対策、万一溢水が発生した場合に放射性物質を内包する液体を放射線管理区域内に留めるための経路形成対策および放射性物質を内包する液体の放射線管理区域外への拡大防止対策を行っており、溢水量低減対策の一つとして屋外で発生した溢水が空調ダクトから放射線管理区域内に浸水しないように浸水防止ダンパを設置しています。

以上